

平成 24 年度災害に係る住家の被害認定に関する検討会

第 2 回 議事概要

1 . 検討会の概要

日時：平成 24 年 12 月 17 日(月)13：30～16：00

場所：内閣府(防災担当)特別会議室

出席者：坂本委員長、佐久間委員、杉山委員、田中委員、中井委員、藤田委員、
松本委員、
富田参事官補佐

2 . 議事概要

(1)平成 23 年 5 月 2 日事務連絡の運用指針への一本化について(検討)

事務局より説明を行い、議論を行った。

(2)東日本大震災における特例措置の取扱いについて(検討)

事務局より説明を行い、議論を行った。

(3)その他(報告)

事務局よりその他の報告を行った。検討は第 3 回以降に行うこととした。

< 主な意見 >

議題 1 について

平成 23 年 5 月 2 日事務連絡の「傾き」の測定について、実際に調査を担当する市町村から「床と柱が傾いている場合、柱の傾きだけを測定するではなく、床の傾きを測定する方が、被災者の混乱が少ない」との指摘があった。しかしながら、実際には自治体職員が床の傾きの測定することは困難なので、内閣府が標準として示すことも、一次調査とするのも不適當である。二次調査の際に、角度を測定できるレベル(水準器)を使用して床下や天井の梁など水平方向の傾斜を測定する方法が考えられる。次回までに、具体的な測定方法を確認した上で、そのような方法でもよいこととするかどうか議論する。

議題 2 について

平成 23 年 3 月 31 日事務連絡について、今後一般化する場合には、例えば、大規模半壊の事例については、「浸水深 1 m」(「概ね」を削除)に加えて、「貫通痕など構造体等に外力による被害があること」「木造・プレハブ」「1～2 階建て」「戸建て」である場合の住家被害を運用指針に従い試算したものであり、これらの条件を明確にしておく必要がある。

平成 23 年 4 月 12 日事務連絡について、航空写真や衛星写真の活用については、入手の可能性についても考慮すると、「必ず利用する」という位置づけ

ではなく、あくまでも「参考事例」として紹介することによい。

平成 23 年 3 月 31 日事務連絡のうち損傷イメージ図について、区分が簡素化されているものを利用したことについて「参考事例」として紹介することによい。ただし、損傷イメージ図に記載がない損傷パターンについて、自治体職員がどのように考えたらよいか手がかりとなるように、「地震編の一次調査は、標準的な調査である二次調査を、外観調査として実施できるよう有識者による検討を経て簡略化したものであること。これにより難しい場合は、運用指針に基づき判定すること」ということを明確にしておく必要がある。

(以上)